

## 貸金庫規定改定および申告書ご提出のお願い

平素より諏訪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、後記のとおり貸金庫規定を改定いたします。なお改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様についても適用対象となります。

また、貸金庫に格納いただく物品について、お客様の安全と円滑なサービス提供、そして不正利用の防止のため、「貸金庫借用に関する申告書」のご記入とご署名・届出印捺印をお願いしております。現在貸金庫のご契約をいただいているお客様には郵送にて書類のご提出をお願いしておりますので、ご確認のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

当金庫は、今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう管理態勢強化やサービス向上に努めてまいります。

## 記

## 1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

## 2. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに、「現金」等※を追加

※「現金」、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの」、「危険物や変質、腐敗のおそれがあるもの」

(2) 貸金庫の利用にあたり、利用目的のご申告をいただく旨を追加

(3) 貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく旨を追加。

(4) 貸金庫の不正利用が認められた場合は、強制解約となる旨を追加

## 3. 改定日

令和8年8月3日

## 4. ご留意事項

現在、貸金庫内に「現金」等を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等にお取り出しいただきますようお願いいたします。

以上

# 貸金庫規定

## 1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利証その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
  - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
  - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

## 2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

## 3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 4. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率金額により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の振替日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは直ちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しができるものとします。  
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 5. (鍵および貸金庫カードの保管)

(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(2) 貸金庫カード利用タイプの半自動型貸金庫、全自動型貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫カード(以下「カード」という)を発行いたしますので、借主および代理人が保管してください。

## 6. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が行ってください。

(2) 半自動型貸金庫の場合

① 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口のカード読取装置にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力の上入室してください。

② 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 全自動型貸金庫の場合

① 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口のカード読取装置にカードを読み取らせて入室し、貸金庫室内のカード読取装置にカードを挿入して届出の暗証番号を入力してください。

② 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、内箱の施錠を確認してください。

(4) 貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借主または借主があらかじめ届出た代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱の返却を失念したことにより、格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 7. (取引時確認等)

(1) 貸金庫の契約の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出てください。

(2) 日本国籍を保有せず在留期限がある借主が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。

(3) 当金庫は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合、当金庫は、回答または資料の提出がなされるまでの間、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

## 8. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、カード・正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)

(1) 印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。この届出の前に生じた損害につきましては、当金庫は責任を負いません。

(2) カード、正鍵を失った場合またはき損した場合は、カードの再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判等により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 11. (暗証番号の照合等)

カード読取装置によりカードを確認し、カード挿入時に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 12. (印鑑照合等)

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをされましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵については当金庫は確認する義務を負いません。

### 13. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

### 14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第15条第3項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

### 15. (取引の制限、解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章、カードを持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。その際には、あらためて取引時確認等に必要な資料の提出を求めることがあります。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱いします。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が終了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ①借主が使用料を支払わないとき
  - ②借主について相続の開始があったとき
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑥カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき
  - ⑦借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
  - ⑧本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - ⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑩マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

⑪その他前号に準ずる行為があったとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ. その他前記ア. からオ. に準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他前記ア. からエ. に準ずる行為

(4) 前第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払ってください。
- (7) 第2項および第3項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。
- ①この貸金庫の借主が第18条に違反した場合
  - ②この貸金庫が公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ③当金庫が第7条による確認を行うにあたって、借主が正当な理由なく求められた期限までに回答もしくは資料の提出をしなかった場合、または、資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合
  - ④第7条第2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合
  - ⑤第7条による確認時の借主の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合
- (8) 第2項、第3項または第7項により、この貸金庫契約が解約され、または貸金庫契約の一部を制限または全てを停止され、その解除を求める場合には、カード、正鍵または届出の印章および取引時確認等に必要な書類を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、第7項第5号による取引の制限について、借主から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに取引等の制限を解除します。

#### 16. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取り、または貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 17. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 18. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。

## 19. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

## 20. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で相当の期間

公表することにより変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2026年8月3日現在)